

議案第 2 1 号

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成3年岬町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成3年岬町条例第5号）

新	旧
<p>第1条～第14条（略） （印鑑登録書証明書の交付）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者 証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年 法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をい う。）を使用する場合 多機能端末機に自ら移動端末設備利用者証明用 電子証明書に係る暗証番号を入力し、又はこれに代わる措置（当該措置を 行った者が地方公共団体情報システム機構が当該措置を行うことができ るとした者と同一の者であることを証明するものをいう。）を行う方法 以下（略）</p>	<p>第1条～第14条（略） （印鑑登録書証明書の交付）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用者 証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年 法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をい う。）を使用する場合 多機能端末機に自ら移動端末設備利用者証明用 電子証明書に係る暗証番号を入力し、又はこれに代わる措置（当該措置を 行った者が地方公共団体情報システム機構が当該措置を行うことができ るとした者と同一の者であることを証明するものをいう。）を行う方法 以下（略）</p>